

**釜石市立小・中学校における  
学校規模の適正化・適正配置に関する提言**

**令和4年11月**

**釜石市学校規模適正化検討委員会**

## 目 次

はじめに	1
I 釜石市立小中学校の児童生徒数の現状等	2
1 児童生徒数の現状	2
(1) これまでの児童生徒数の推移	
(2) 学校規模の現状	
(3) 今後の児童生徒数の推移と学級数の見通し	
(4) 今後の入学児童生徒数の推移	
(5) 学校施設の状況	
II 検討委員会における論点	7
III 検討の経過	7
IV 各論点に基づく検討委員会における議論	8
1 当市の児童生徒に身につけさせたい資質・能力について	
2 小規模校のメリット及びデメリットについて	
3 学校の役割及び地域とのかかわりについて	
4 小規模校化の中での部活動について	
5 当市の学校規模の適正化をどのように考えるか	
6 小中一貫校及び義務教育学校について	
V 釜石市が策定する「小中学校における適正規模・適正配置基本方針」 に対する検討委員会としての提言	13
おわりに	14

## はじめに

本市では、平成10年から平成22年にかけて小中学校の統合が行われ、本市の小中学校数は、令和4年度において、小学校9校、中学校5校、計14校となっています。

しかし、近年、人口減少と少子化の進行が加速していることに伴い、市内小中学校では複式学級を有する学校や学級替えができない小規模校化が進んでいます。

本市では、児童生徒数の減少が続くなかで、東日本大震災で被災した校舎の再建と児童生徒の心のケアに取り組み、学校生活を安定させることを優先課題として、学校教育が行われてまいりました。

東日本大震災から11年以上が経過し、被災した校舎が再建され、児童生徒の学校生活も落ち着いています。児童生徒数が今後も減少することが続くと予測されるなかで、児童生徒にとっての適切な学びの環境をどのように考え、どのように整えていくのかということが喫緊の課題です。

文部科学省では、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」を公表しております。手引きでは、学校規模・適正配置についての考え方等が示されておりますが、学校規模・適正配置は、あくまでも地域の実情に応じたきめ細かな分析による各設置者の主体的判断によるものとされています。

以上のような状況を踏まえ、釜石市教育委員会による「釜石市学校規模適正化検討委員会」が設置されました。「釜石市学校規模適正化検討委員会」は教育委員会から、本市において、小中学校の小規模化が今後ますます進む中で、当市の児童生徒が自らの未来を切り拓くための「強く生き抜く力」を身につけさせるには、学校規模等の教育環境をどのように考え整備することが望ましいかについて検討し、提言としてまとめるよう諮問されました。

「釜石市学校規模適正化検討委員会」は、令和3年3月1日に設置され、これまで9回の会議が行われました。

検討委員会では、当市の児童生徒にとって身につけさせるべき資質・能力は何か、身につけさせるためにはどのような学校規模が適切なのか、小規模校のメリットやデメリット、学校と地域のつながり、小規模校化の中での部活動、適正規模を考える上での配慮事項、小中一貫校及び義務教育学校などについて検討を重ねてまいりました。

これまでの検討内容をまとめ、このたび、教育委員会に提言を行うものです。

教育委員会がこの提言の趣旨を受け止め、今後、教育委員会が策定することとしている「小・中学校における学校規模の適正化・適正配置基本方針」に反映し、速やかに策定に取り組むことを期待します。

# I 釜石市立小中学校の児童生徒数の現状等

検討委員会では、児童生徒数等の現状及び今後の推移について把握しました。

## 1 児童生徒数の現状

### (1) これまでの児童生徒数の推移

	H22	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
児童数(小)	1,927	1,547	1,518	1,461	1,448	1,372	1,320	1,321	1,252	1,263	1,172
増減		△380	△29	△57	△13	△76	△52	1	△69	11	△91
生徒数(中)	996	954	904	857	805	755	743	691	696	649	674
増減		△42	△50	△47	△52	△50	△12	△52	5	△47	25
児童生徒数	2,923	2,501	2,422	2,318	2,253	2,127	2,063	2,012	1,948	1,912	1,846
増減		△422	△79	△104	△65	△126	△64	△51	△64	△36	△66

※H25の増減は、H22との比較による。※H26～R4の増減は、前年度との比較による。

平成25年度から令和4年度までの10年間の児童生徒数の推移をみると、児童数は375名、生徒数は280名の減であり、合計で655名の児童生徒数の減少となっています。

また、現在の学校数になった平成22年度と令和4年度を比較すると、令和4年度は、児童数は755名の減、生徒数は322名の減であり、合計で1,077名の児童生徒数の減少となっています。

さらに、平成22年度と令和4年度の1校当たりの児童生徒数を比較すると、平成22年度は、小学校で214名、中学校で199名であるのに対して、令和4年度は、小学校で130名、中学校で135名となっており、1校当たりの児童生徒数は、小学校で84名の減、中学校で64名の減となっています。

### (2) 学校規模の現状

学校教育法施行規則第41条では、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態の他により特別の事情のあるときは、この限りではない。」と定められています。(同第79条 中学校に準用)

この規則並びに「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(文部科学省平成27年1月27日)中の「学校規模の標準を下回る場合の目安」に基づく、令和4年度の当市の学校規模の状況は以下の通りです。

#### 【小学校】

規 模	規模の状況	該当学校
5学級以下	複式学級が存在する規模	白山小、栗林小 唐丹小
6学級	複式学級はないが、クラス替えができない規模	釜石小、双葉小、平田小 鶴住居小
7～8学級	全学年ではクラス替えができない規模	
9～11学級	半分以上の学年でクラス替えができる規模	
12～18学級 ※標準規模	全学年でクラス替えができる規模	小佐野小(各学年2学級の12学級) 甲子小(各学年2学級の12学級)

小学校は、標準学級数を満たすのは、9校中2校のみです。複式学級のある学校では、栗林小が完全複式です。白山小と唐丹小は、単式学級の学年の人数も少数となっています。

【中学校】

規 模	規模の状況	該当学校
1～2学級	複式学級が存在する規模	
3学級	クラス替えができない規模	唐丹中
4～5学級	全学年ではクラス替えができる学年が少ない規模	釜石東中、大平中
6～8学級	全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模	甲子中
9～11学級	全学年でクラス替えができ、同学年で複数教員配置や、免許外指導の解消が可能な規模	釜石中
12～18学級 標準規模	全学年でクラス替えができ、同学年で複数教員配置や、免許外指導の解消ができる規模	

中学校は、標準学級数を満たしている学校はありません。全ての学年でクラス替えができるのは、5校中2校です。また、免許外指導の解消が可能な学校は釜石中1校で、他の学校は技能教科で免許外指導や非常勤講師による指導が行われています。唐丹中は学級の人数が少人数となっています。

(3) 今後の児童生徒数の推移と学級数の見通し

【小学校】 ※上段は児童数、下段は学級数。特別支援学級は含まない。 (R4. 5. 1 現在)

学校名	年 度 ※( )内は西暦							増減 R10-R4	割合 R10/R4
	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)		
釜石小	92 6	89 6	78 6	68 6	66 6	60 6	60 5	△32 △1	65.2
双葉小	135 6	132 6	117 6	112 6	104 6	97 6	83 6	△52	61.5
白山小	32 4	35 4	34 4	39 4	31 3	32 3	31 4	△1	96.9
平田小	148 6	162 6	160 6	160 6	161 6	156 6	156 6	8	105.4
小佐野小	288 12	286 12	282 12	253 12	236 11	203 10	195 9	△93 △3	67.7
甲子小	248 12	252 12	240 11	244 11	234 10	222 9	212 8	△36 △4	85.5
鵜住居小	140 6	150 6	146 6	137 6	137 6	129 6	136 6	△4	97.1
栗林小	33 3	32 4	30 4	27 3	26 4	23 3	19 3	△14	57.6
唐丹小	56 5	54 5	48 4	43 5	44 4	37 4	39 4	△17 △1	69.6
合計	1,172 60	1,192 61	1,135 59	1,083 59	1,039 56	959 53	931 51	△241 △9	79.4 85.0

【中学校】上段は児童数 下段は学級数。特別支援学級は含まない。(R4.5.1現在)

学校名	年度 ※( )内は西暦							増減 R10-R4	割合 R10/R4
	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)		
釜石中	323	286	290	280	276	275	235	△88	72.8
	11	10	10	9	9	9	8	△3	
甲子中	129	130	133	125	125	119	123	△6	95.3
	6	6	6	6	6	6	6		
釜石東中	101	86	91	94	92	92	79	△22	78.2
	4	3	3	3	3	3	3	△1	
唐丹中	20	22	30	29	29	29	27	7	135.0
	3	3	3	3	3	3	3		
大平中	101	83	88	86	98	93	94	△7	93.1
	4	3	4	4	4	3	3	△1	
合計	674	607	632	614	620	608	558	△116	82.8
	28	25	26	25	25	24	23	△5	

学校名	年度 ※( )内は西暦						増減 R16-R4	割合 R16/R4
	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)		
釜石中	231	202	198	175	158	140	△183	43.3
	8	7	7	6	6	6	△5	
甲子中	127	121	121	107	101	91	△38	70.5
	6	5	5	4	4	3	△3	
釜石東中	90	84	85	73	68	70	△31	69.3
	3	3	3	3	3	3	△1	
唐丹中	25	19	16	19	18	23	3	115.0
	3	3	3	3	3	3		
大平中	99	101	105	93	87	82	△19	81.2
	4	4	4	3	3	3	△1	
合計	572	527	525	467	432	406	△268	60.2
	24	22	22	19	19	18	△10	

小学校は、令和9年度には児童数が1,000人を下回り、全ての学年でクラス替えが可能な学校がなくなることが予想されます。釜石小学校では、令和10年度には複式学級の措置も想定されます。令和4年度に対する令和10年度の児童数の割合を見ますと、9校中8校がマイナスでありそのうち5校が30%以上のマイナスとなる予想です。小学校全体で241名の減少で931名、令和4年度の80%ほどになる見込みです。

中学校は、令和12年度には、全ての学年でクラス替えができる学校は釜石中学校の1校のみとなる予想であり、令和16年度には、釜石中学校以外の中学校は学年1クラスになる見込みです。

釜石中は、学区の小学校である釜石小、双葉小、小佐野小の児童数の減少が大きいことから、生徒数の減少が大きくなっています。令和4年度と令和16年度を比較しますと、生徒数は268名の減少で406名、生徒数の割合は令和4年度の60%の見込みです。

#### (4) 今後の入学児童生徒数の推移

##### 【小学校】

(R4.10.1現在)

学校名	年度 ※( )内は西暦						
	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
釜石小	13	13	10	10	8	6	13
双葉小	21	20	14	19	12	12	7
白山小	6	7	5	6	2	6	5
平田小	22	31	30	26	24	23	22
小佐野小	36	40	37	37	28	26	28
甲子小	41	45	34	41	32	28	31
鵜住居小	18	26	24	18	19	21	25
栗林小	4	5	3	5	4	1	0
唐丹小	8	5	6	5	8	5	10
合計	169	192	163	167	137	128	141

##### 【中学校】

(R4.10.1現在)

学校名	年度 ※( )内は西暦									
	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)
釜石中	120	79	91	110	75	90	70	73	61	66
甲子中	45	42	46	37	42	40	41	45	34	41
釜石東中	32	26	33	35	24	33	22	31	27	23
唐丹中	11	7	12	10	7	12	8	5	6	5
大平中	29	21	38	27	33	33	28	38	35	32
合計	237	175	220	219	181	208	169	192	163	167

学校名	年度 ※( )内は西暦		
	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)
釜石中	48	44	48
甲子中	32	28	31
釜石東中	23	22	25
唐丹中	8	5	10
大平中	26	29	27
合計	137	128	141

小学校は、釜石小と双葉小の新入児童数の減少が顕著です。特に釜石小学校は、令和8年度及び9年度の入学児童が少なく、令和10年度には複式学級の措置も予想されます。令和8年度の白山小の入学児童が2名、令和9年度の栗林小の入学児童が1名と極端に少なく、同学年での学習が困難になることが懸念されます。栗林小は令和10年度の新入生児童は0名の見込みです。

中学校は、令和4年度から令和16年度の推移を見ますと、唐丹中学校は新入生徒数が10人以上の年度があるものの、総じて5名から8名という少人数で推移しています。釜石中の新入生徒数は令和4年度が120名に対し、令和16年度が48名と他校と比較して減少が顕著です。

#### (5) 学校施設の状況

	学 校 名	校 舎	体 育 館	備 考
1	釜石小学校	昭和55年(築42年)	昭和55年(築42年)	H23、24大規模改造
2	双葉小学校	平成15年(築19年)	昭和51年(築46年)	
3	白山小学校	平成3年(築31年)	昭和34年(築63年)	H23、24大規模改造
4	平田小学校	昭和61年(築36年)	昭和61年(築36年)	
5	小佐野小学校	昭和62年(築35年)	昭和63年(築34年)	H29校舎増築
6	甲子小学校	平成2年(築32年)	平成2年(築32年)	
7	鶉住居小学校	平成28年(築6年)	平成28年(築6年)	震災復旧再建
8	栗林小学校	昭和45年(築52年)	平成4年(築30年)	H26大規模改造
9	唐丹小学校	平成27年(築7年)	平成28年(築6年)	震災復旧再建
10	釜石中学校	平成17年(築17年)	平成17年(築17年)	
11	甲子中学校	昭和59年(築38年)	昭和63年(築34年)	
12	釜石東中学校	平成28年(築6年)	平成28年(築6年)	震災復旧再建
13	大平中学校	平成7年(築27年)	昭和44年(築53年)	
14	唐丹中学校	平成27年(築7年)	平成28年(築6年)	震災復旧再建

学校施設の多くは老朽化が進行しており、児童生徒が安全・安心に学校施設を利用できるよう、施設の長寿命化を勘案しながら、計画的に改修等を行っていく必要があります。



## II 検討委員会における論点

少子化により当市の学校の小規模化が進む中で、当市の児童生徒にとって望ましい教育環境をどのように整えていったらよいのかを、学校の適正規模・適正配置の観点から検討することとし、以下の論点から議論を行いました。

- 1 小規模化が進む中で、当市の児童生徒にどのような資質・能力を身につけさせるべきか
- 2 小規模校のメリット及びデメリットについて
- 3 学校の役割及び地域とのかかわりについて
- 4 小規模校化の中での部活動について
- 5 当市の現状把握及び上記の論点を踏まえ、当市の学校規模の適正化をどのように考えるのか
- 6 小中一貫校及び義務教育学校について

## III 検討の経過

### 【令和2年度】

#### 第1回検討委員会

- ・委員長及び副委員長の選出
- ・検討委員会設置の趣旨及び検討委員会の役割についての説明
- ・市内小中学校の把握

### 【令和3年度】

#### 第2回検討委員会

- ・小規模校化が進むなかで、当市の児童生徒に備えたい資質・能力について

#### 第3回検討委員会

- ・小規模校のメリット及びデメリットについて

#### 第4回検討委員会

- ・学校の役割について

#### 第5回検討委員会

- ・学校と地域との関わりについて(コミュニティ・スクールの説明を含む)
- ・部活動の状況について

### 【令和4年度】

#### 第6回検討委員会

- ・新たに委員を委嘱したことにより、児童生徒の現状及びこれまでの検討内容について説明

#### 第7回検討委員会

- ・当市の学校規模の適正化をどのように考えるのか

#### 第8回検討委員会

- ・当市の学校規模の適正化をどのように考えるのか

#### 第9回検討委員会

- ・小中一貫校及び義務教育学校について
- ・学校規模の適正化・適正配置についての提言について

#### IV 各論点に基づく検討委員会における論議

検討委員会では、教育委員会に提言を行うために、下記の1～6を論点として議論を行いました。

##### 1 当市の児童生徒に身にけさせたい資質・能力について

児童生徒数が減少し、小規模校化が進む中で、当市の児童生徒にどのような資質・能力を身に付けさせることが必要かについて、当市の児童生徒の長所及び短所をもとにしながら、議論しました。

委員からの主な意見は、以下のとおりです。

- (1) 創造性や探究心、未来を思い描く力
- (2) 社会に積極的に参画する力
- (3) 集団の中で、自分の意思を伝え、自分の意思で決める力
- (4) 失敗を恐れなくて何事にも挑戦する力
- (5) 言われたことを素直に受け取るだけでなく、想像し、自分で考える力
- (6) 自分の気持ちを伝え、表現する力
- (7) 主体性やあきらめないでやり抜く力
- (8) 自立して、一人で生きていける力
- (9) 自立を支えるための学力

##### 2 小規模校のメリット及びデメリットについて

小規模校化が進むと様々な影響が予想されます。検討委員会では、小学校で複式学級を有する校長及び中学校の小規模校の校長から意見を聞き、複式学級を有する小規模校を含め、小規模校のメリット及びデメリットについて議論しました。

以下は、委員からの主な意見をまとめたものです。

###### (1) 児童生徒にとってのメリット・デメリット

メリット	デメリット
(1) 用具や場所も十分あるので、1つの体験を確実にできたり、何回も繰り返してできる。	(1) 学校行事や、スポーツ活動、音楽活動等の集団での教育活動に制約が生じやすい。
(2) 一人一人の活動の機会が多くあり自覚と責任感を高めることができる。	(2) 友達関係など人間関係が悪くなった時にクラス替えができず、人間関係を変えることができない。
(3) 人数が少ないので友達関係が深くなる。	(3) 集団の中で多様な考え方にふれることが少なく、切磋琢磨する機会が少なくなる。
(4) 教師の目が行き届きやすいので、きめ細かな指導を受けることができる。	(4) 小学校のクラブ活動や中学校の部活動で、種目数等が限定されるので、児童生徒が希望する選択ができない場合がある。
(5) 異学年交流による活動を行いやすいので異学年交流を通じた学びが充実。下学年のお世話などを通して思いやりの心が育つ。	(5) 中学校では全教科で専門教科を有する教員がそろわないことで、生徒が確かな学力を身につけるための望ましい環境になっていない。
(6) 特に小学校1・2年生の入門期の子どもに学習習慣を身につけさせるには有効である。	

(2) 教職員及び学校運営上のメリット・デメリット

メリット	デメリット
<p>(1) 一人一人に目が行き届きやすく、きめ細かな指導ができる。生徒指導面でも教員が一人一人の子どもをよく見ることができる。</p> <p>(2) 教職員の共通理解を図りやすい。</p> <p>(3) 問題が生じた場合など、コミュニケーションがとりやすいのでスムーズに対応できる。</p> <p>(4) 学習指導で、個別の対応がしやすい。</p>	<p>(1) 複式指導では、教員が準備や指導に大きな労力を割かなければならない。</p> <p>(2) 複式指導の特性として、授業の半分の時間は子どもたちに任せなければならず、その間わからない子の指導ができない。</p> <p>(3) 複式指導では、例えば、理科の授業では、実験を伴うので安全面からも一人で授業を行うのは難しいなど、教科によって指導の難しさがある。</p> <p>(4) 中学校では全教科で専門免許を有する教員がそろわず、免許外での指導になり、教員の負担が大きい。</p> <p>(5) 小学校で学年1学級だったり、中学校で一人で全学年を教える場合は、他の教員と相談したり、切磋琢磨したりができない。</p> <p>(6) 部活動で種目数が少ない分、専門以外の部活動を指導しなければならない。</p> <p>(7) 一人に校務分掌が集中しやすい。</p> <p>(8) 出張が重なると代わりに授業を行う教員の確保など学校運営に支障がでる。</p>

(3) 地域及びその他のメリット・デメリット

メリット	デメリット
<p>(1) 地域がとても協力的で、地域との結びつきが強く地域の中で子どもたちが育つ。</p> <p>(2) 地域や保護者との連携がとれ、協力を得やすい。</p>	<p>(1) PTAの負担が大きい。</p> <p>(2) 少人数の家族的な温かさも大事だが、将来、子どもたちが地域を離れ、厳しい社会に出た時に自立していく力をつけてやることを第一に考え、そのための環境をつくらなければならない。</p> <p>中学校では、最低限、専門教科の免許を有する教員がそろうことが大事である。</p>

### 3 学校の役割及び地域とのかかわりについて

学校がその役割を果たすためには、学校規模がどうあればよいのかという視点から、学校が果たすべき役割について議論を行いました。

以下は、委員からの主な意見をまとめたものです。

#### 【児童生徒にとっての学校の役割】

- (1) 児童生徒に、自立して、社会参画を通して幸せになる力をつけること
- (2) 社会の変化にしっかり対応して生きていく力をつけること。そのためには、基礎学力と学ぼうとする姿勢をしっかりと身につけさせること
- (3) 集団生活にとって必要なことを身につけさせること
- (4) 将来、社会に出たときに対人関係で困らないように、できるだけ多くの人とふれあい、コミュニケーションをとれるような人材を育成すること
- (5) 多様性を肌で実感し、その中で生活する力や考え方を育んでいくこと

#### 【地域にとっての学校の役割】

- (1) 地域の中の学校という感じで、地域に学校があると地域の結束力が高まる。子どもたちを通して地域と学校をつなぐ役割を果たすこと
- (2) 学校は地域が一つになれる場所
- (3) 学校は地域の拠点、人と人との交流の場、防災の拠点でもある

#### 【学校と地域とのかかわり】

学校は地域と結びついているということから、もし、地域から学校がなくなったら、学校と地域の関係は遠くなるのかという観点から議論を行いました。

- (1) 少子化が進む中で、地域に学校がなければ、地域の良さや地域とのつながりが学校に反映できないという発想を変えてみる必要がある。コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)も始まっているので、地域と学校をどうつなぐのかという議論ができるのではないか。
- (2) 子どもの住む世界を広げてやるのが大事。そのためには、ある程度の規模を学校として持ちながら、地域と学校をどうつなぐかを議論していくこと。
- (3) 特に小学校は地域との結びつきが強いので、各地域に最低小学校はあっても、中学校ではある程度まとまった人数で学ぶといった方向性もある。

### 4 小規模校化の中での部活動について

中学校では、生徒にとって部活動の意義は大きいものがあることから、部活動の現状について議論を行いました。

令和4年度における各中学校設置部活動と部員数

(R4.11.1現在)

学校名	釜石中学校	甲子中学校	釜石東中学校	唐丹中学校	大平中学校
生徒数	321	129	102	20	101
野球	12	10	7	5	16
サッカー	0	10	22		
ソフトテニス	男30女25	女16			
陸上	33				
バスケットボール	男24女14	男17			男17女10

学校名	釜石中学校	甲子中学校	釜石東中学校	唐丹中学校	大平中学校
バレーボール	男12女12	女20	女12		女14
バドミントン	男23女26		女17	男10女0	男17女10
卓球	18	男22女20	18	4	
剣道	13				
吹奏楽	38		20		9
総合文化部	20	11			
無所属（未加入）	21	3	6	1	8

※上記中の釜石中学校及び釜石東中学校の生徒数と4ページの中学校R4の釜石中学校及び釜石東中学校の生徒数の違いは、転出入によるもの。

※表中の男女の別がないものは、男女合同の部活動として活動している。

中学校の部活動は、小規模校のデメリットにあげられたように、学校規模が小さいほど部活動の選択肢が限られ、希望する活動ができないこともあります。

部活動が設置されていても、種目によっては部員数が少なく、大会への出場は他校との合同チームで出場しているという実態もあります。

また、生徒数の減少による教員数の減少や無所属の生徒が増えることによって、部活動数も減少せざるをえないということも生じてきます。

中学校の部活動の休日の地域移行の推進、中学校の部活動が任意加入になり、生徒の選択が学校部活動から学校外の活動に広がることもありますが、当面、平日の部活動は学校部活動で行われ、部活動の果たすべき役割は大きいと考えます。

生徒の選択肢を増やすために、小規模校化に伴う部活動の在り方について検討する必要があります。

## 5 学校規模の適正化をどう考えるか

検討委員会では、当市の現状を把握し、「小規模化が進む中で、当市の児童生徒にどのような資質・能力を身につけさせるべきか」「小規模校のメリット及びデメリットについて」「学校の役割及び地域とのかかわりについて」「小規模校化の中での部活動について」等について議論を行いました。

これまでの議論を踏まえ、「当市の学校の適正化をどのように考えるのか」について議論しました。

以下は、委員からの主な意見をまとめたものです。

- (1) 社会に通用する人間性と社会性を育てるところが学校である。そのためには、何より学力をつけること。保護者が学校に期待することは学力をつけてほしいということ。

学力をつけるためには、全ての教科を専門の免許を有する教員が教えること。

- (2) 自分と価値観の異なる人間と関わり、異なる価値観を受け入れながら、他者と協力して問題解決を行う力が必要である。そのためのコミュニケーションの力がますます必要となってくる。

中学生は、いずれ高校、そして社会に出ていく。多様な他者と関わるために、幅広いコミュニケーションができる環境をつくること。

- (3) 学校では、社会性を育むための規範意識や協働の力を生徒会活動や部活動、学級活動の場を通して育てている。社会性を育むためには、ある程度の規模が必要である。
- (4) 少人数だと一人一人に目が行き届くが、教職員の人数が少ない分、教職員一人一人の業務量が増える。また、行事や活動の運営が難しくなってくる。
- (5) 実社会に出て生活することを考えると、いろいろな経験を小さいうちにしておいた方が、大人になったときに対応することができるのではないかと。規模が大きくなると嫌なことも増えるが、気が合う人も増えて、逃げ場ができる。人数が少ないと逃げ場がない。仲間の選択肢が多い方がよい。
- (6) 親として、地域目線ではなく、子ども目線で将来をしっかりと見て、学力向上やコミュニケーション能力がつくことを望んでいる。そう考えると人数は一定数必要である。
- (7) 様々な児童生徒を学校で受け入れるとなると、ある程度の規模は必要である。
- (8) 体育祭などの学校行事は少ない人数より多い方がよい。学校は人から学ぶことを経験することが一番大事である。
- (9) 高校生を見ていると、小規模校出身者でも社会性やコミュニケーション能力が育まれていると感じており、必ずしも規模だけが社会性やコミュニケーション能力に直結するものではない。様々な工夫をしても解決しないことが多くあるのであれば、学校の統合ということが必要である。
- (10) 今後また時間が経つと統合の話が出てくるのではないかと。それなら、小規模校のメリットを分かりやすく打ち出し、「釜石モデル」として確立し、それによって移住者が増え人数が減らないという環境につながるようにはできないかと。
- (11) 小学校は小規模のメリットが多いなど小・中学校それぞれの実情があるので、小学校はある程度の学校数を維持し、中学校は学校数を1～2校にするなど、小・中学校、別々に考えた方がよいのではないかと。
- (12) 複式学級や1学年1学級の小規模校といっても、学校によって1学級の人数は異なる。当市として、「ある程度の規模の学級」をどう考えるのか、当市としての考え方が必要。クラス替えや部活動が成り立つ規模、人数は必要である。
- (13) 今後も少子化が見込まれる中で、10年後、20年後のことを考えた検討が必要である。
- (14) 児童生徒の学習の質を充実、維持できる環境を整えることが大事である。
- (15) 児童生徒、保護者の負担とならない通学手段の確保が必要である。
- (16) 子どもたちの考えを知るために、複式学級や小規模校を経験した高校生等の意見を聞く機会も必要ではないかと。

## 6 小中一貫校及び義務教育学校について

学校規模の適正化を行う上で、小中一貫校や義務教育学校を導入している教育委員会があります。教育長及び学校教育課長が視察を行ってきた、小中一貫校や義務教育学校となっている大阪府豊能郡豊能町立豊能小中学校、京都市義務教育学校 京都大原学院、東山泉小中学校の報告を基に、小中一貫校や義務教育学校の導入について議論を行いました。

小中一貫校や義務教育学校は、小規模校のデメリットの解消につながる面がありますが、デメリットもあります。また、大きな制度の変更であり、変更後、すぐに元に戻すということにはならないことから、長期的な見通しをもって行う必要があります。

小中一貫校や義務教育学校は、学校規模の適正化を考える上での一つの方法、選択肢として、検討すべきものと考えます。

## V 検討委員会としての提言

検討委員会では、これまでの議論を踏まえ、今後、教育委員会が策定することとしている「小・中学校における適正規模・適正配置基本方針」に対し、以下のとおり提言します。

- 1 学校における適正規模・適正配置基本方針を策定するに当たっては、児童生徒にとって望ましい教育環境の整備を図ることを目的に行うこと。  
また、長期的な見通しをもって行うべきものであること。
- 2 学校における適正規模・適正配置基本方針を策定するに当たっては、当市の児童生徒の状況及び通学距離などの児童生徒の負担、地域の状況など、学校規模適正化検討委員会からの提言書を踏まえ、様々な観点から検討し策定を行うこと。
- 3 学校規模について
  - (1) 学校規模の標準は、小中学校とも 12 学級から 18 学級とされているが、当市では児童生徒数の減少によりこれを確保することは困難な状況であると認められることから、学校規模の適正化・適正配置を行う場合においては、地理的要因や地域の状況等を考慮し、11 学級以下であっても存続させることはやむを得ないものとし、当市の実情に応じた学校規模の考え方に基いて行うこと。
  - (2) 小学校の学校規模は、クラス替え可能な 2 学級以上が望ましいが、児童生徒数が減少するなかで達成が困難な状況であると認められることから、学校規模の適正化・適正配置を行う場合においては、原則各学年 1 学級以上を目指し、1 学級当たりの人数において、学級活動やグループ活動が効果的に行える人数や多様な考えを知ることができる一定の規模の人数を確保するよう努めること。
  - (3) 中学校においては、社会性の育成、学級活動や学校行事、部活動などとおした多様な他者との関わりあいによる協働する力の育成とコミュニケーション能力の育成などにおいて、一定の規模の集団のなかで切磋琢磨することが大事であることから、学校規模の適正化・適正配置を行う場合においては、その体制を整えるよう努めること。  
また、学力を身につけさせることが学校教育の大切な役割であり、そのためには、全ての教科の指導において専門教科の免許を有する教員が充足する体制を整えるよう努めること。
  - (4) 複式学級は、学習活動が制限されること、同学年でグループ活動など多様な学習活動が難しいこと、教員の負担が大きいことなどから、学校規模の適正化・適正配置を行う場合においては、複式学級の措置は可能な限り行わないよう努めること。
- 4 学校規模の適正化・適正配置を行う場合においては、学区の変更や学校統合のほか、小中一貫校及び義務教育学校の導入など様々な方法を検討することが望ましいこと。

- 5 複式学級や児童生徒が極端に少ない小規模校を存続する場合は、児童生徒の教育環境を整えることに努めること。
- 6 学校は地域と結びついており地域の拠点としての役割を担っていることから、学校規模の適正化・適正配置を行う場合においては、地域とのつながりへの配慮に努めること。
- 7 学校規模の適正化・適正配置を行う場合においては、保護者や地域、市民の理解を得ることに努めること。

## おわりに

本検討委員会では、9回にわたって、委員会を開催し、当市の学校の適正規模・適正配置に関する事項について検討を重ねてまいりました。

議論を行うに当たっては、「当市の児童生徒にとって望ましい教育環境とは何か」を、委員一人一人が自身に問いかけながら、議論を行い、提言としてまとめることができました。

本委員会の議論においては、当市の現状等から、学校規模の適正化・適正配置を積極的に推進すべきという意見と小規模校を大切にしていくことが釜石らしい教育になるという意見がありました。本委員会は、当市の学校の適正規模・適正配置について結論を出すものではなく、教育委員会が策定を予定している「小中学校における学校規模の適正化・適正配置基本方針」について、その考え方や配慮事項等を提言としてまとめたものです。

教育委員会には、本提言の趣旨や願いを十分に汲み取っていただき、当市の児童生徒にとって「望ましい教育環境の整備」が実現できるよう、基本方針が策定されることを願っています。

釜石市学校規模適正化検討委員会  
委員一同



## 釜石市学校規模適正化検討委員会設置要綱

(令和2年12月17日決裁)

(設置)

第1条 釜石市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）における学校の適正規模、適正配置等について検討するため、釜石市学校規模適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、釜石市教育委員会教育長の依頼を受け、学校規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方について検討し提言する。

(委員)

第3条 委員会は、次の各号に上げる者のうちから、教育長が委嘱または任命する委員15人以内をもって構成する。

- (1) 学校関係者代表
- (2) 保護者代表
- (3) 学識経験者
- (4) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の委嘱または任命を受けた日から起算して2年以内とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

- 2 委員会は、必要と認めるときは、専門的知識や経験を有する者から検討の在り方等について助言を得ることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この要綱は令和3年1月1日から施行する。

学校規模適正化検討委員会委員名簿(令和4年度)

	区 分	団体名等	氏 名
1	学校関係者	釜石東中学校	教諭 佐々木 猛
2	学校関係者	釜石小学校	校長 及川 靖浩
3	学校関係者	釜石高等学校	校長 青木 裕信
4	釜石保育会	鵜住居保育園	園長 八幡 雅子
5	保護者代表	令和2年度市PTA連合会	会長 齋藤 健
6	保護者代表	令和2年度市PTA連合会	副会長 山崎 政仁
7	保護者代表	令和2年度市PTA連合会	副会長 小笠原 慎二
8	保護者代表	令和2年度市PTA連合会	事務局長 清水 麻美絵
9	釜石市民生委員児童委員協議会	民生委員(小佐野地区)	尾形 安世
10	釜石市民生委員児童委員協議会	主任児童委員(鵜住居地区)	市川 淳子
11	民間団体等	釜石市体育協会	佐久間 定樹
12	民間団体等	高校生活動サポート	常陸 奈緒子
13	民間団体等	いのちをつなぐ未来館	川崎 杏樹
14	民間団体等	釜石まちづくり会社株式会社	下村 達志